

勝浦市移住支援事業支援金交付申請書

年 月 日

勝浦市長 様

勝浦市移住支援事業支援金交付要綱第 4 条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	生年月日
氏 名		男・女	年 月 日
住 所	〒	電話番号	
メールアドレス			
勝浦市への転入日	年 月 日		
転入直前 10 年間のうち、移住支援金の交付の要件となる通算 5 年以上の在住履歴			
期 間	住 所		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1 の申請者は含まない)	人
移住支援金 の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関 係 人 口		

3 同意等事項（該当する欄に○を付けてください）

下記「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から 5 年以上継続して、勝浦市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3 親等以内の親族に該当しない	B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）勝浦市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
世帯全員の住民基本台帳及び戸籍の閲覧について	A. 同意する	B. 同意しない

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 （東京 23 区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への在勤・通学履歴

期 間	就業先	就業地

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行き頻度	週 ・ 月 ・ 年 回都度 / 行くことはない / その他（ ）

7 移住支援金交付申請額

申請額	円
※内訳 基本額 単身 60 万円 世帯 100 万円 18 歳未満の世帯員帯同による加算額 100 万円（ 該当 ・ 非該当 ）	

※ 勝浦市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、本事業により知り得た情報は、適切に管理し、事業実施の目的以外に利用いたしません。

管理コード（勝浦市使用欄）	
---------------	--

《移住支援金の交付申請に関する誓約事項》

- 勝浦市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。
- 以下の場合には、勝浦市移住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援金の金額又は半額を返還します。
 - 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から 3 年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 関係人口に関する要件における地域の担い手の確保の要件に係る補助金等の交付決定等を取り消された場合又は移住支援金の申請日から 1 年以内に家業から離れた場合：全額
 - 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

【就業の場合のみ】

- 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 勝浦市移住支援金の支給を受けた後に実施される市からの確認により、現況の報告（資料の提出やヒアリング等）を求められた場合には、それに応じます。

別紙

移住支援金及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 勝浦市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、勝浦市移住支援事業支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 関係人口に関する要件における地域の担い手の確保の要件に係る補助金等の交付決定等を取り消された場合又は移住支援金の申請日から1年以内に家業から離れた場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(ただし、地方就職支援金に関しては、退職から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く)
- 3 勝浦市移住支援金の支給を受けた後に実施される市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。